

兼松健康保険組合 理事長 殿

念 書

令和元年5月10日(事故発生日)〇〇ホームセンター(事故発生場所)に

において 〇〇 八郎(加害者)の不正行為により 兼松 太郎(被害者)

の被った傷病について、健康保険法による保険給付を受けた場合は、私が

加害者に対して有する損害賠償請求権を健康保険法第57条の規定によって、

兼松健康保険組合が保険給付の価額の限度において取得行使し、かつ賠償金を

受領することに異議ありません。

なお、あわせて次の事項を守ることを誓約します。

1. 加害者と示談を行う場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。
2. 加害者に白紙委任状を渡さないこと。
3. 加害者(保険会社)側から金品を受けた時は、受領年月日・内容・金額を
もれなくかつ遅滞なく貴職に届け出ること。
4. 加害者付保の保険により請求する場合は、事前に保険会社への提出書類
一式(記入済み)の写しを貴組合に提出すること。
5. 貴組合より請求のあった資料については、ただちに提出すること。
6. 前記各項に反して、貴組合に損害をかけたときは責任をとること。

令和元年5月10日

住 所 東京都中央区築地2-3-4

被保険者氏名 兼松 太郎 (印)